

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和11年12月31日まで)

秋本運第913号
令和元年11月29日

各所属長殿

秋田県警察本部長

初心運転者講習実施要領の一部改正について(例規)

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の2第1項第10号に規定する初心運転者講習については、「初心運転者講習実施要領の一部改正について(例規)」(平成29年2月13日付け秋本運第221号。以下「旧例規」という。)に基づき運用してきたところであるが、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第31号)が施行されることに伴い、講習で使用する大型二輪車のAT車について総排気量の上限について、所要の改正を行い、12月1日から、別添「初心運転者講習実施要領」のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は廃止する。

別記様式第1号

初 心 運 転 者 講 習 移 送 通 知 書

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

秋 田 県 公 安 委 員 会

下記の者について初心運転者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証の番号	第 年 月 日 号 公安委員会交付
免許の種類	
講習をしようとする理由	
備 考	

第 号
年 月 日

秋田県公安委員会 殿

指定講習機関名
管 理 者

初心運転者講習実績報告書

年 月中に実施した講習業務の実績は次のとおりであるから報告します。

講習実施回数	回
受講者総数	人

内 訳	受講者数	持込車による 受講者数	所内のみの 受講者数
準中型免許			
普通免許			
大型二輪免許			
普通二輪免許			
原付免許			
計			

別添

初心運転者講習実施要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第10号に規定する初心運転者講習（以下「講習」という。）の実施に関し、取消処分者講習及び初心運転者講習に関する規程（平成15年秋田県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。）のほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 運転習熟指導員

- 1 講習の実施に当たっては、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第7条各号の要件に該当する運転習熟指導員を必要数確保させるものとし、これ以外の者を運転習熟指導に従事させないものとする。また、同条第5号の要件を満たす者は、国家公安委員会が指定した講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転習熟指導員研修）を終了した者とする。
- 2 交通部運転免許センター長（以下「免許センター長」という。）は、講習が効果的に行われるよう、運転習熟指導員に対する教養及び研修会を随時開催し、知識、指導能力等の向上に努めるものとする。
- 3 運転習熟指導員の服装は、講習の雰囲気や和らげ、かつ、活動に便利なもので運転習熟指導員としてふさわしい服装とするものとする。

第3 講習実施上の留意事項

免許センター長は、指定講習機関に次により講習を実施させるものとする。

1 講習時間、講習細目等

- (1) 講習は、規程別表第9「初心運転者講習細目」により行うこと。
- (2) 講習の実施回数は、原則として週2回以上実施すること。
- (3) 講習は、午前8時30分から午後5時までの時間内に行うこと。
- (4) 降雪等の事情により予定していた講習項目の実施が困難な場合は、現場の状況により運転シミュレーターを使用するなど、講習項目等を適宜変更しても差し支えないものとする。
- (5) 路上練習は、車両の見やすい場所に「講習中」の標識を掲示して行うこと。

2 講習の編成

- (1) 講習1回当たりの受講者数は、おおむね6人以上15人以下とする。
なお、規程別表第9「初心運転者講習細目」のうち、講習項目「2 場内コースにおける運転演習」及び「3 路上における運転演習」については、1グループ3人以下で行わせること。また、講習項目「4 危険予測訓練」で運転シミュレーターを使用する場合については、1グループ3人以下、グループ数は2以下とし、講習項目「3 路上における運転演習」及び「4 危険予測訓練」の実施方法はグループごとに交互に実施させること。
- (2) 講習指導員の配置
1学級につき運転習熟指導員1人を配置するものとするが、講習項目「2 場内コースにおける運転演習」、「3 路上における運転演習」及び講習項目「4 危険予測訓練」を運転シミュレーターで行う場合については、1グループにつき運転習

熟指導員1人を配置すること。

3 教本

講習において使用させる教本は、別紙の内容について正確にまとめられたものとする。また、県内の初心運転者の交通事故実態に関する内容の資料及び視聴覚教材等を効果的に使用させること。

4 運転習熟指導

(1) 検査に基づく指導

運転適性診断資料「警察庁方式初心運転者用適性検査90-3」を使用して運転適性診断を行い、その結果に基づきカウンセリング等の指導を行った後、運転適性診断資料は受講者本人に交付すること。

(2) 実車による指導

ア 四輪車による指導は、保有する免許の種類に応じ、マニュアル式又はオートマチック式に補助ブレーキを装備した普通自動車を使用すること。

イ 二輪車による指導は、保有する免許の種類に応じ、マニュアル式又はオートマチック式の普通自動二輪車を使用し、原動機付自転車は、原則としてスクータータイプを使用すること。

(3) 運転シミュレーター操作による指導

ア 実車による指導のみでは指導が不可能又は困難な交通事故その他危険な状態等を運転シミュレーター操作により疑似体験をさせ、受講者の運転行動の危険性等を診断して指導を行うこと。

イ 運転シミュレーターは、受講対象者の免許の種類に応じ、四輪車用、二輪車用又は原動機付自転車用シミュレーターを使用すること。

ウ 運転シミュレーターでの体験に基づき、危険予測と回避措置等についてディスカッションを行うこと。

5 講習用車両等

(1) 講習用車両は、次の区分ごとに示した車両を使用させるものとする。

なお、身体障害者が自己保有の改造車両の持ち込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させておくこと。

ア 準中型免許対象者に対する講習用車両は、教習用車両と同程度の準中型貨物自動車とし、普通免許対象者に対する講習用車両は、教習用車両と同程度の普通乗用自動車とする。ただし、特定後写鏡等条件が付されている者の特定後写鏡等については、準中型免許対象者にあつてはサイドミラーに取り付け、普通免許対象者にあつては、車室内において使用すること。

イ 大型二輪免許対象者に対する講習用車両は、AT限定大型二輪免許対象者に対しては、総排気量0.600リットル以上、限定なし大型二輪免許対象者に対しては、総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車とする。普通二輪免許対象者に対する講習用車両は、小型限定普通二輪免許対象者に対しては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下、小型限定を除く普通二輪免許対象者に対しては、総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車とする。

ウ 原付免許対象者に対する講習用車両は、スクータータイプの原動機付自転車とする。ただし、必要に応じて可変ギア付原動機付自転車を併用してもよいこととする。

- (2) 講習に使用する準中型貨物自動車及び普通乗用自動車については、車両に初心運転者標識のほか、運転習熟指導員（以下「指導員」という。）が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置（補助ブレーキ）を備えさせること。

なお、身体障害者用車両についても必ず前記の装置を備えたものを持ち込ませること。また、講習用車両には、「講習中」の標識を車両の前方又は後方（二輪車は後方）から見やすいように表示させること。

- (3) 大型二輪免許・普通二輪免許・原付免許対象者に対する講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため、講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する者を含めて集団講習（運転演習）を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるよう、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

第4 講習の通知等

1 受講日時、受講場所

- (1) 免許センター長は、受講対象者に対し道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の4に定める初心運転者講習通知書（以下「通知書」という。）に指定講習機関一覧表を添付し、配達証明郵便で送付するものとする。

なお、通知書には、携行品（通知書、運転免許証、筆記用具、二輪車用ヘルメット・手袋、受講料及び通知手数料等）講習所要時間及び服装等受講上の注意事項を記載した書面を添付するものとする。

- (2) 免許センター長は、受講対象者から指定講習機関・日時の変更の申し出があったときは、通知書到着日から1か月以内に限り日程を調整し実施させるものとする。

2 講習対象者が「やむを得ない理由」の書類を提出したときの措置

- (1) 受講対象者から、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第41条の2に規定する「やむを得ない理由」により所定の期間内に受講できず、その後に受講するため「やむを得ない理由」を証明する書類の提出があったときは、速やかに免許センター長を通じて公安委員会に報告させるものとする。

- (2) 免許センター長は、「やむを得ない理由」を十分に確認した後、理由があると認められたときは、法第108条の3第2項に規定する期間内に受講させる措置を講ずるものとする。

3 講習の移送

- (1) 免許センター長は、講習の通知をしようとする場合において、講習対象者が住所地を県外に変更していたときは、当該対象者に対し速やかに住所変更の届出を行うよう指導するとともに、現にその住所地を管轄する公安委員会に、初心運転者講習移送通知書（別記様式第1号）により通知するものとする。また、旧住所地を管轄する公安委員会から当該通知を受けた場合は、速やかに当該対象者に講習を行う旨を通知するものとする。

- (2) 免許センター長は、講習の通知をした後に、受講対象者が、県外に住所地を変更

していることを確認した場合において、当該対象者が変更した住所地の公安委員会（以下「新住所地公安委員会」という。）の講習の受講を希望しているときは、その者に対して速やかに住所変更の届出を行った上で新住所地公安委員会に講習の受講の申し出をするよう指導するものとする。

なお、受講対象者から住所変更の届出を受けた場合は、速やかに旧住所地を管轄する公安委員会に通知するものとする。

第5 講習終了者に対する措置

1 講習終了証明書の交付

指定講習機関は、講習を終了した際は、秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）第16条の7第2項に定める初心運転者講習終了証明書（以下「講習終了証明書」という。）を受講者に交付するものとする。

2 講習終了の報告

講習を実施した場合は、規程第25条に定める初心運転者講習結果報告書に講習通知手数料の県証紙を添えて、速やかに免許センター長を通じて公安委員会に報告させるものとする。

3 受講済みの登録

免許センター長は、初心運転者講習結果報告書を受領後、速やかに情報処理センターに登録するものとする。

4 公安委員会への報告

指定講習機関は、初心運転者講習実績報告書（別記様式第2号）を実施月の翌月5日まで、免許センター長を通じて公安委員会に報告するものとする。

第6 講習終了証明書の再交付

免許センター長は、講習が終了した者が、講習終了証明書の再交付を申し出た場合は、規程第26条第1項に定める初心運転者講習終了証明書再交付申請書を提出させ、初心運転者講習結果報告書等により受講済みであることを確認した後に、講習終了証明書の右上部欄外に「再交付」と朱書きして交付するものとする。

なお、指定講習機関が再交付申請を受理した場合は、免許センター長を經由して公安委員会に報告させた後に同様の措置を執らせるものとする。

第7 指定講習機関に対する指導監督上の留意点

免許センター長は、次のことに留意し指定講習機関を指導監督するものとする。

- 1 講習受講の受付の際に講習受講期間内（講習通知書が到達した日から1か月以内）にある者か否かの確認をする必要があるが、通知書に記載されている日付又は本人の申告から講習受講期間外の疑いがあるものについては、直ちに公安委員会に報告させ、公安委員会において受講資格を確認した後、講習を受けさせるものとする。
- 2 いわゆる身代り講習等の不正を防止するため、運転免許証及びその他の書類と本人の整合性を確認させるものとする。
- 3 講習中の休憩（以下「インターバル」という。）については、所定の講習時間内（準中型免許・普通免許・大型二輪免許・普通二輪免許対象者は7時間内、原付免許対象者は4時間内）で必要に応じ適宜取るよう指導するものとする。
- 4 インターバル以外の遅刻や不必要な講習準備の遅れなど、実際に講習を行わなかつ

た時間を講習時間として計上することのないようにさせるものとする。

- 5 講習項目「2 場内コースにおける運転演習」及び「3 路上における運転演習」の課題及び走行コースについては、あらかじめ公安委員会に届出をさせ、それが演習を行うのに適切なものかどうかを検討し、適当でない場合は、これを改めさせるものとする。
- 6 原付免許対象者で、運転が未熟なため、講習項目「3 路上における運転演習」を行わせることが不相当と判断して「原付特別訓練」を行った場合は、速やかに公安委員会に報告させるものとする。

- 1 初心運転者の特性
初心運転者(若者運転者)の交通事故の要因について解説すること。
- 2 安全運転意識の向上
安全マインドを身につけた協調性のあるドライバーについて解説すること。
 - 道路交通における社会的責任
 - 安全運転の習慣づけ
 - 運転マナー等
- 3 危険予測
見通しの悪い交差点、側方通過及びカーブ等の様々な危険場面を想定した認知と判断について解説すること。
- 4 被害者の手記
安全意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。
- 5 その他
「交通の方法に関する教則」(昭和53年国家公安委員会告示第3号)(第2章及び第3章を除く。)の内容を必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。